

介護老人保健施設明けの星通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設明けの星（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年8月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとのサービス利用合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となった費用の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な手数料を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な手数料を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な手数料を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設明けの星のご案内
(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 明けの星
- ・開設年月日 平成6年3月30日
- ・所在地 高松市番町三丁目3番1号
- ・電話番号 087-861-3731 ・ファックス番号 087-861-3430
- ・管理者名 多田羅 治
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3750180030号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設明けの星の運営方針]

1. 職員はシンパシー(共感)の理念を持ち、対入所者および職員相互間の気持ちの融和を図り、立場の痛みを理解する。
2. 寝たきり等介護老人のニーズに対応した医療ケアと生活サービスを一体的に提供する。
3. 要介護老人が生きがいを持って療養生活を送れるよう、明るい家庭的雰囲気の保持に努める。
4. 要介護老人の日常生活能力の維持、回復を図り、自立を促進する。
5. 地域サービスとの連携、家族との緊密な相談指導により、地域や家族との結びつきを重視する。
6. 高松市街の中心にある特徴を生かし、入所者・家族に対して利便性を提供すると共に、地域住民の身近な福祉施設として貢献する。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1 以上			
・看護職員	10 以上		1 以上	} 夜間は看護・介護で5人
・薬剤師	0.4 以上			
・介護職員	27 以上		3 以上	
・支援相談員	1 以上			
・理学療法士	2 以上			
・作業療法士	上記に含む			
・言語聴覚士	〃			
・管理栄養士	1 以上			
・介護支援専門員	1 以上			
・事務職員	3 以上			
・その他	3 以上			

- (4) 入所定員等 ・定員100名
・療養室 特別室 2室、個室 14室、2人室 6室、4人室 18室
(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時以降の適切な時間
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション、レクリエーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 高松赤十字病院
- ・住所 高松市番町四丁目1番3号

- ・名称 多田羅内科クリニック
- ・住所 高松市番町三丁目3番1号

・協力歯科医療機関

- ・名称 ア歯科診療所
- ・住所 高松市天神前6番地6号

- ・名称 橋本歯科医院
- ・住所 高松市仏生山町甲1847番地1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会 午前 9時から午後 8時まで
- ・ 外出・外泊 事前に外泊外出届を提出してください。
- ・ 飲酒・喫煙 施設内では原則として禁止しております。
- ・ 火気の取扱い 火気厳禁にしております。
- ・ 設備・備品の利用 故意、または過失によって施設および備品に損害を与える、または無断で備品の形状を変えたときは、その損害を弁償または回復しなければならない。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み 持ち込みされる際にご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理 当施設では責任を負いかねますのでご遠慮下さい。
- ・ 外泊時等の施設外での受診 必ず当施設までご連絡ください。連絡がない場合、自己負担が発生しても当施設は責任を持ってません。
- ・ 宗教・政治活動 施設内での勧誘、活動は禁止します。
- ・ ペットの持ち込み 禁止しております。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話087-861-3731)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階階段ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(1) 当事業所の苦情担当

担当者：支援相談員、または事務長

(2) 当事業所以外の相談・苦情担当

高松市介護保険課

電話番号：087-839-2326

香川県国民健康保険団体連合会

電話番号：087-822-7453

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙2＞

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について（重要事項説明書）
（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

2時間以上 3時間未満	1割負担	2割負担	3割負担		5時間以上 6時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	383円	766円	1,149円		要介護1	622円	1,244円	1,866円
要介護2	439円	878円	1,317円		要介護2	738円	1,476円	2,214円
要介護3	498円	996円	1,494円		要介護3	852円	1,704円	2,556円
要介護4	555円	1,110円	1,665円		要介護4	987円	1,974円	2,961円
要介護5	612円	1,224円	1,836円		要介護5	1,120円	2,240円	3,360円
3時間以上 4時間未満	1割負担	2割負担	3割負担		6時間以上 7時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	486円	972円	1,458円		要介護1	715円	1,430円	2,145円
要介護2	565円	1,130円	1,695円		要介護2	850円	1,700円	2,550円
要介護3	643円	1,286円	1,929円		要介護3	981円	1,962円	2,943円
要介護4	743円	1,486円	2,229円		要介護4	1,137円	2,274円	3,411円
要介護5	842円	1,684円	2,526円		要介護5	1,290円	2,580円	3,870円
4時間以上 5時間未満	1割負担	2割負担	3割負担		7時間以上 8時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	553円	1,106円	1,659円		要介護1	762円	1,524円	2,286円
要介護2	642円	1,284円	1,926円		要介護2	903円	1,806円	2,709円
要介護3	730円	1,460円	2,190円		要介護3	1,046円	2,092円	3,138円
要介護4	844円	1,688円	2,532円		要介護4	1,215円	2,430円	3,645円
要介護5	957円	1,914円	2,871円		要介護5	1,379円	2,758円	4,137円

*リハビリテーションマネジメント加算

	1割	2割	3割
イ 開始日から6ヶ月以内	560円	1,120円	1,680円
イ 開始日から6ヶ月超	240円	480円	720円
ロ 開始日から6ヶ月以内	593円	1,186円	1,779円
ロ 開始日から6ヶ月超	273円	546円	819円
ハ 開始日から6ヶ月以内	793円	1,586円	2,379円
ハ 開始日から6ヶ月超	473円	946円	1,419円
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	270円	540円	810円

*リハビリテーション提供体制加算

	1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	12円	24円	36円
4時間以上5時間未満	16円	32円	48円
5時間以上6時間未満	20円	40円	60円
6時間以上7時間未満	24円	48円	72円
7時間以上	28円	56円	84円

*短期集中個別リハビリテーション実施加算

	1割	2割	3割
退所退院又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内	110円	220円	330円

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算

	1割	2割	3割
(Ⅰ) 退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内	240円	480円	720円
(Ⅱ) 退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から起算して3ヶ月以内	1,920円	3,840円	5,760円

	1割	2割	3割
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	44円	66円

*入浴介助を行った場合、40円(二割負担の場合80円・三割負担の場合120円加算されます。)又は、60円(二割負担の場合120円・三割負担の場合180円加算されます。)をいただきます。

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

*延長加算(8時間以上9時間未満) 50円/回

*介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数×8.6% 円が加算されます。

*その他、栄養改善、栄養アセスメント、口腔・栄養スクリーニング、口腔機能向上、若年性認知症利用者受け入れを行った場合、別途料金が加算されます。詳細は、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

	1割	2割	3割
要支援1	2, 268円	4, 536円	6, 804円
要支援2	4, 228円	8, 456円	12, 684円

	1割	2割	3割
口腔機能向上加算Ⅰ（月2回を限度）	150円	300円	450円
口腔機能向上加算Ⅱ（月2回を限度）	160円	320円	480円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5円	10円	15円
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円
退院時共同指導加算	600円	1, 200円	1, 800円

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

	1割	2割	3割
要支援1	88円	176円	264円
要支援2	176円	352円	528円

- *介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数×8.6% 円が加算されます。
 *その他、栄養改善、栄養アセスメント、一体的サービス提供加算、若年性認知症利用者受け入れ等を行った場合、別途料金が加算されます。詳細は、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

(3) その他の料金

①食費	朝食	400円
	昼食	650円
	夕食	550円

- ※ 原則として食堂でおとりいただきます。なお、（介護予防）通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
 ※ キャンセルは前日午後5時までのご連絡とさせていただきます。当日キャンセルの場合、食費はいただきます。緊急の場合はこれに限りません。
 ②その他（日常生活品費、教養娯楽費、利用者の選定する特別な食事の費用等）は、別途資料をご覧ください。
 ③理美容代実費（カット1回2, 200円 メニューにより金額異なります。）
 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に理美容のご利用はできません。）
 ④情報開示基本手数料 3, 000円
 ・診療録の写し（コピー1枚につき） 30円
 ・検査結果等の写し（コピー1枚につき） 30円

(4) 支払い方法

- 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。利用申込み時にお選びください。

(5) 営業日及び営業時間

- ・ 祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)、お盆休み(8月13日～15日)を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- ・ 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- ・ サービス提供時間は午前9時15分から午後4時30分までとする
延長サービス時間は 午前8時30分から午前9時15分まで
午後4時30分から午後5時30分までとする。

(6) 通常の事業の実施地域

高松市、ただし通常の送迎区域は当施設を中心に半径5キロ以内とする。

個人情報利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設明けの星では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供